

## 定額減税補足給付金（不足額給付）について

不足額給付とは、令和6年度に実施した定額減税しきれない方への調整給付金の支給額に、不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

調整給付の算定に際し、令和5年分所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税額（※）が確定したのちに、本来支給すべき所要額と、調整給付額との間で差額が生じた方が給付の対象となります。

※ 令和6年分所得税額は、令和7年度分個人住民税の算定に用いた情報(所得金額や各種控除等)を基に、国から示された「不足額給付のための算定ツール」を通して算定した金額です。

### （例1）令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した場合

令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少（退職等により）したことにより、

「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」

となった場合

・扶養控除なし 本人のみで算出

令和5年所得		>	令和6年所得	
推計所得税額	20,000円		所得税額	10,000円
所得税分定額減税可能額	30,000円		所得税分定額減税可能額	30,000円
当初調整給付額	10,000円		控除不足額（不足給付額）	20,000円
控除不足額 （本来給付金額）	20,000円	-	令和6年度 当初調整給付金額	10,000円
		=	今回支給額 （不足額給付金額）	10,000円

差額の10,000円が不足額給付金に該当

※所得税分定額減税可能額

=（本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族） × 3万円

### （例2）令和6年中にこどもの出生等により、扶養親族数が増えた場合

・扶養控除 こども1人で算出

令和5年12月31日時点の扶養状況		<	令和6年12月31日時点の扶養状況	
推計所得税額	70,000円		所得税額	70,000円
所得税分定額減税可能額	60,000円		所得税分定額減税可能額	90,000円
当初調整給付額	0円		控除不足額（不足給付額）	20,000円
控除不足額 （本来給付金額）	20,000円	-	令和6年度 当初調整給付金額	0円
		=	今回支給額 （不足額給付金額）	20,000円

差額の20,000円が不足額給付金に該当

※所得税分定額減税可能額

=（本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族） × 3万円